

広島県告示第千三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項の規定によつて、次のとおり国土交通省中国地方整備局長が同法第十八条第一項の規定による道路の区域の変更を行った。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所並びに国土交通省中国地方整備局及び国土交通省中国地方整備局広島国道事務所において、平成二十三年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
呉市広本町二丁目一四七〇八番二地先から 呉市広徳丸町一四二三番二地先まで	旧	七・〇〇 四六・〇〇	三、四〇九・〇〇	
呉市広徳丸町一四二三番二地先から 呉市広石内二丁目一四〇八番一地先まで	旧	一・〇〇 一五・〇〇 九・二五 一四・〇〇	七七・〇〇 六六・五〇	ダブルウェイ
呉市広石内二丁目一四〇八番一地先から 呉市広町字ニツ石四八八五番一地先まで	旧	六・三〇 九〇・五〇	二、三二〇・五〇	
呉市広徳丸町一四二三番二地先から 呉市広石内二丁目一四〇八番一地先まで	旧	一・〇〇 一五・〇〇 九・二五 一四・〇〇	七七・〇〇 六六・五〇	ダブルウェイ
呉市広町字ニツ石四八八五番一地先から 呉市郷原町字下カウ五七九二番一地先まで	旧	七・〇〇 三三・〇〇 一一・七〇 九〇・〇〇	一、五八七・〇〇 一、二二三・〇〇	ダブルウェイ
呉市郷原町字下カウ五七九二番一地先から 呉市郷原町字中ミノカヤ八一五六番二地先まで	旧	六・五〇 二九・〇〇	二、三二〇・五〇	
呉市広本町二丁目一四七〇八番二地先から 呉市広徳丸町一四二三番二地先まで	旧	七・〇〇 四六・〇〇	三、四〇九・〇〇	
呉市広徳丸町一四二三番二地先から 呉市広石内二丁目一四〇八番一地先まで	旧	一・〇〇 一五・〇〇 九・二五 一四・〇〇	七七・〇〇 六六・五〇	ダブルウェイ
呉市広石内二丁目一四〇八番一地先から 呉市広町字ニツ石四八八五番一地先まで	新	六・三〇 九〇・五〇	二、三二〇・五〇	

<p>呉市広町字三ツ石四八八五番一地先から 呉市郷原町字下カウ五七九一番一地先まで</p>	<p>呉市郷原町字下カウ五七九一番一地先から 呉市郷原町字中ミノカヤ八一五六番二地先ま で</p>	<p>呉市阿賀中央四丁目三五三七番一地先から 呉市郷原町字岩山二五六番二六四地先まで</p>
<p>七・〇〇〇 三三・〇〇〇 一・七〇〇 〇九〇・〇〇</p>	<p>六・五〇〇 二九・〇〇〇</p>	<p>二〇・〇〇〇 〇三〇〇二・〇〇</p>
<p>一、五八七・〇〇 〇一、二二三・〇〇</p>	<p>二、三二〇・五〇</p>	<p>九、八八一・〇〇</p>
<p>ダブルウェイ</p>	<p></p>	<p>ダブルウェイ</p>